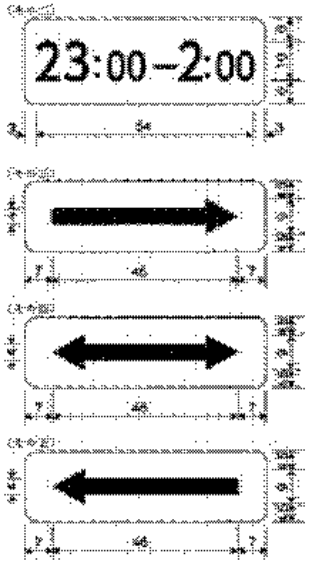
第十二号様式　（平29国交令42・全改）

（その一）





注　(1)　（その二）の図示の数字は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する時間の例示とし、図示の「23：00―2：00」は、23時から2時までであることを示す。

(2)　（その三）及び（その五）の矢印の方向は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区の内側を示す。

(3)　（その四）は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区内であることを示す。

(4)　（その一）の文字及び記号は、青色とし、枠及び斜めの帯は、赤色とし、縁及び地は白色とする。

(5)　（その二）の数字及び記号は、黒色とし、地は白色とする。

(6)　（その三）、（その四）及び（その五）の記号は赤色とし、地は白色とする。

(7)　寸法の単位は、センチメートルとする。

(8)　（その二）から（その五）までは、（その一）の柱の部分に取り付ける。

(9)　（その一）について、標識の寸法は、道路の設計速度、道路の形状、交通の状況又は設置場所周辺の実情を考慮し、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は容

易に視認できる範囲において、図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

⑽　（その二）から（その五）までについて、⑼の規定による（その一）の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。